第二節　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の特例

第一款　施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等に係る改正前国共済法等の規定の適用

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付に係る改正前国共済法等の規定の読替え）

第十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係るなお効力を有する改正前国共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

なお効力を有する改正前国共済法第二条第三項	第八十一条第二項に規定する障害等級	障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
なお効力を有する改正前国共済法第四十四条	前条	第八十八条第一項
	受けるべき遺族に同順位者	受けることができる遺族
なお効力を有する改正前国共済法第四十五条第一項	あるときは、前二条の規定に準じて、これを	あるときは、
	遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する	配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる
なお効力を有する改正前国共済法第四十六条第二項	その遺族若しくは相続人	その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくはこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの
なお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
なお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項	の障害の程度が減退した	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める
	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として財務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）

	減退し、又は増進した後における障害の程度	障害の程度
なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第五項	第四十三条	前条第一項
	受けるべき	受けることができる
	に同順位者が二人	が二人
なお効力を有する改正前国共済法第八十九条の二第二項	第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいい、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第一項	前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	、対象期間に係る組合員期間
	当該標準報酬改定請求	、対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十第二項	前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金	組合員期間（旧国共済施行日前期間（標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	当該標準報酬の改定又は決定の請求
	組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が	当該障害共済年金
	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を	旧国共済施行日前期間に係る標準報酬が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により
	当該標準報酬改定請求	当該標準報酬の改定又は決定の請求